

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令	
規制の名称	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の対象とする家畜等の追加	
規制の区分	改正（拡充）	
担当部局	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課	
評価実施時期	令和元年 8 月	
規制の目的、内容及び必要性等	馬用飼料の安全性の確保を図る観点から、馬を「家畜等」に指定し、飼料の製造方法等の規格・基準を設定し、設定された規格・基準に合わない飼料の製造等を禁止できることとする。 なお、かび毒（フモニシン）の汚染が懸念される飼料は、主にとうもろこしが原料であり、これらを与える馬は食用に供するものに限られる。それ以外の用途に供する馬（主に競走馬等）については、一般的に、とうもろこしではなくえん麦を主体とした飼料を与える実態にあり、上記の汚染飼料を原因とする馬への危害は想定されないことから、指定対象は馬のうち食用に供するものに限ることとする。	
想定される代替案	なし	
直接的な費用の把握	要素	
	遵守費用	馬用飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者に、規格・基準に基づいた飼料への切換え（法第 3 条及び第 4 条）、飼料製造管理者の設置（法第 25 条）、表示の基準に基づく表示への切換え（法第 32 条及び第 33 条）、届出（法第 50 条）、帳簿の備付け（法第 52 条）等に 400 万円の費用が生じると推定される。
	行政費用	（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）による立入検査等（法第 56 条及び第 57 条）に 130 万円の費用が生じると推定される。
直接的な効果（便益）の把握	馬が白質脳軟化症を発症する等のリスクが低減し、馬用飼料の安全性が確保され、我が国で飼養されている馬 74,660 頭（2017 年）のうち、11,199 頭の死亡を防止することができることで、55 億円の便益が生じると推定される。	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	馬用飼料の安全性が確保されることによって馬肉の生産の安定が図られ、畜産業の振興に寄与する。	
費用と効果（便益）の関	当該規制の導入に係る費用は、遵守費用が 400 万円、行政費用が 130 万円と見込まれる。なお、副次的な影響及び波及的	

係	な影響として、供給される飼料の規格・基準が制限される場合もありうるが、馬用飼料は牛、豚等用飼料と同一の設備で製造されるものが多い実態にあることから、現在流通している馬用飼料は、すでに当該規格・基準を満たしているものが多いため、実質的な影響は限定的である。 他方、便益については、55 億円と見込まれる。 これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。
その他の関連事項	馬を「家畜等」として指定することが必要であることについて、平成 31 年 3 月に農業資材審議会飼料分科会において審議が行われ、了承されたところである。
事後評価の実施時期等	施行後 5 年後を目途として事後評価を実施する。
備考	